

令和3年度介護報酬改定におけるQ&A(vol.2)

| No. | サービス種別 | 報酬・基準 | 区 分 | 質問内容 | 回 答 |
|-----|---------|-------|-------------------|--|---|
| 1 | 全サービス共通 | その他 | 感染症対策の強化 | 感染対策の訓練等は人員一人の居宅介護支援事業所でも行うのでしょうか。 | <p>「感染症対策の強化」に関して、厚生労働省発出の「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）の、第2の3の（16）に、感染症の発生及びまん延等に関する取組について記載がありますので、御確認ください。</p> <p>感染対策の訓練等は、机上を含めその実施手法は問いませんが、居宅介護支援事業所の職員数にかかわらず実施が必要です。</p> |
| 2 | 全サービス共通 | その他 | 利用者への説明・同意書に係る見直し | 電磁的記録になると、アセスメント、ケアプラン等すべて電磁記録でよいのですか。また、署名、捺印の代替手段とはどのようなことでしょうか。 | <p>利用者への説明・同意に係る見直しに関して、電磁的記録による対応については、具体的に示されていませんが、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。また、利用者からの署名・押印を求めない場合の代替手段は、具体的に示されていません。</p> <p>国から具体的な手段が示された際にホームページでお知らせします。</p> |

令和3年度介護報酬改定におけるQ&A(vol.2)

| No. | サービス種別 | 報酬・基準 | 区分 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------|-------|----------------------------------|---|---|
| 3 | 全サービス共通 | その他 | ハラスメント対策の強化 利用者への説明・同意書に係る見直し | <p>①ハラスメント対策の強化 運営規程もしくは重要事項説明書に記載することになりますか。</p> <p>②利用者への説明・同意等に係る見直し 利用者等への説明・同意等を行う場合に認める電磁的記録とはどのようなものですか。また、利用者からの署名・押印を求めない場合の代替手段とはどのようなものですか。</p> | <p>①セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントについては、事業主が特に留意すべき内容について、以下のとおり示されています。</p> <p>a 事業主の方針等の明確化と従業員への周知 b 相談に応じ適切に対応するための体制の整備</p> <p>また、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が講ずることが望ましい取組の例として、相談に応じる体制整備や被害者への配慮、被害防止のための取組が示されています。これらについて整備の上、従業員に周知・啓発してください。運営規程や重要事項説明書への明記は必要ないと考えます。</p> <p>②電磁的記録による対応については、具体的に示されていませんが、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。また、利用者からの署名・押印を求めない場合の代替手段は、具体的に示されていません。</p> |
| 4 | 全サービス共通 | その他 | 運営規程 | <p>①員数の記載や変更届出時の明確化 従業員の員数及び職務内容の変更時の届出は、必ず1年ごとですか。また、1年間変更がない場合の変更届の提出のタイミングは？</p> <p>②高齢者虐待防止の推進 虐待防止の項目、取組等は運営規程と重要事項説明書に明記する必要がありますか。また、適切に実施するための担当者は、役職名で良いですか。</p> | <p>①旭川市は従来から、運営規程等において「〇〇人以上」と記載することを可としており、記載内容に変更がなければ届出は不要です。記載内容に変更があった場合に変更届を提出してください（重要事項説明書の変更については、変更届を求めておりません）。</p> <p>②虐待防止のための措置に関する事項は、運営規程において特に留意する点とされており、明記することが適切と考えます。また、適切に実施するための担当者は、役職名で良いと考えます。</p> |

令和3年度介護報酬改定におけるQ&A(vol.2)

| No. | サービス種別 | 報酬・基準 | 区 分 | 質問内容 | 回 答 |
|-----|--------|-------|----------------------------|--|--|
| 5 | 居宅介護支援 | 報酬 | サービス利用票を作成した月において利用実績がない場合 | <p>「ただし、病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設（以下「病院等」という。）から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができる。なお、その際は居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと。」についてですが、「医師が回復の見込みがないと診断した利用者が、病院等の施設から退所する場合に、ケアマネジャーが退院する予定日を考慮（逆算）して利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントと、給付管理票の作成など請求にあたって必要な書類の整備を行っているが、結果として予定日に退院できなかった場合は居宅介護支援費を請求できる」という解釈で良いでしょうか？</p> | <p>回復の見込みがないと医師の診断を受けた利用者の退院時等に、介護支援専門員がケアマネジメント業務を行ったものの、サービス利用に至らなかった場合に算定できるものです。</p> <p>このため、質問の場合においても、ケアマネジメント業務や必要な書類の整備等を行っており、サービス利用実績がない場合は、請求できるものと判断します。</p> |

令和3年度介護報酬改定におけるQ&A(vol.2)

| No. | サービス種別 | 報酬・基準 | 区 分 | 質問内容 | 回 答 |
|-----|---------------|-------|--------------------------|---|--|
| 6 | 居宅介護支援 | 報酬 | 基本報酬 居宅 介護支援費 (II) | 基本報酬の居宅介護支援費（II）における情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む）とは具体的にどのようなものですか。 | 厚生労働省発出の介護保険最新情報Vol.952「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）（令和3年3月26日）」問115を参照してください。 |
| 7 | 通所介護（第1号通所事業） | 報酬 | サービス提供体制強化加算 | <p>①サービス提供体制強化加算を算定するに当たり、「勤続7年以上の者」に該当する人員において、当法人に平成26年4月1日入社し、特に休職や欠勤することなく、これまで常勤している者がいるが、この者を該当者に含めて4月より加算を算定できるのか。できないのであれば（前月に申請手続きをしたうえで）取得できるようになるのは、何年何月からになるか。</p> <p>②今回の法改正に伴う料金変更を重要事項説明書に記載して、全利用者に改めて記名押印をいただく予定だが、（加算取得できない場合でも）提供体制強化加算Ⅲを説明記載しておくことは問題ないことか。</p> | <p>①令和3年4月1日から加算を算定できます。</p> <p>②重要事項説明書にどこまでの報酬単価や加算名を記載することに定めはありません。例えば、要介護1～5までの報酬単価や、全ての加算の単価を記載していても問題はありませんが、加算を算定するに当たっては、利用者や利用者家族に説明して同意をもらう必要があります。</p> |

令和3年度介護報酬改定におけるQ&A(vol.2)

| No. | サービス種別 | 報酬・基準 | 区 分 | 質問内容 | 回 答 |
|-----|---------------|-------|-----------------|--|--|
| 8 | 通所介護（第1号通所事業） | 報酬 | 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及びロ | <p>当事業所では、常勤の理学療法士が機能訓練指導員と管理者を兼務しており、従前の機能訓練加算（Ⅰ）を算定していたところですが、今回新設される個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及びロの算定要件において、専従の機能訓練指導員の配置が必要とされていますが、この機能訓練指導員は管理者を兼務することはできますか。</p> | <p>個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及びロの算定要件においては、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置すること。」とされています。</p> <p>このため、管理者が当該機能訓練指導員を兼務することにより、機能訓練指導員の職務の時間に突発的な管理業務に対応することができなくなり、管理業務に支障があると考えられるため、兼務することはできません。</p> <p>厚生労働省発出の介護保険最新情報Vol.952「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）（令和3年3月26日）」問58を参照してください。</p> |

令和3年度介護報酬改定におけるQ&A(vol.2)

| No. | サービス種別 | 報酬・基準 | 区 分 | 質問内容 | 回 答 |
|-----|---------------------|-------|-----------|---|--|
| 9 | (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 | 基準 | 認知症介護基礎研修 | <p>「介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。」とありますが、</p> <p>①医療・福祉関係の資格とは具体的に何を指すのか、</p> <p>②認知症介護基礎研修とは北海道グループホーム協会等が主体となり開催される研修のことを指すのでしょうか。</p> | <p>改正後の基準省令において、「当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するも者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」と規定されています。</p> <p>① このことから、当該研修の受講を必要としない資格と明示されているものは次のとおりですが、「その他これに類する者」とは、当該資格・講習のカリキュラムに認知症に係る科目を含むものを指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師、・准看護師、・介護福祉士、・介護支援専門員、・介護職員初任者研修課程修了者、・生活援助従事者研修課程修了者、・介護福祉士実務者研修課程修了者、・旧ホームヘルパー1級、2級修了者、・旧基礎研修課程修了者 ・指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの、・その他これに類する者 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士養成施設において、認知症に係る科目を履修したことが確認できる者、・福祉系高校の卒業者、・認知症介護実務研修、・認知症介護実践リーダー研修、・認知症介護指導者研修 等 <p>② また、「認知症介護に係る基礎的な研修」とは、「認知症実践者等養成事業の実施について（平成18年3月31日付け老発0331010号厚生労働省老健局長通知）」による「認知症介護基礎研修」を指すものです。</p> |